

高圧・特別高圧
附帯メニュー定義書
(CO2 フリーメニュー)

2023年10月10日

小売電気事業者：株式会社イーネットワークシステムズ

目次

1.	適用期日	3
2.	定義	3
3.	C02 フリーメニューの内容	4
4.	適用条件	4
5.	提供条件	4
6.	料金	4
7.	メニューの成立および適用期間	4
8.	C02 フリー価値の電源構成	5
9.	本定義書の変更または廃止	5
10.	C02 フリーメニューの提供中止	5

この附帯メニュー定義書（CO2 フリーメニュー）（以下、「本定義書」といいます。）は、株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）と高圧・特別高圧の需給契約を締結しているお客さまが、当社が提供する電気を非化石証書、J-クレジット、グリーン電力証書等の環境価値（以下「CO2 フリー価値」といいます。）を用いて当該お客さまに CO2 排出量を調整したメニュー（以下「CO2 フリーメニュー」といいます。）とすることを希望し、当社がこれに応じる場合に適用される基本的な供給条件を規定したものです。

本定義書は、電気需給約款と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、電気需給約款が変更された場合は、変更後の電気需給約款によります。本定義書に定める事項について、電気需給約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、電気需給約款によらず、本定義書の規定を適用するものといたします。

1. 適用期日

本定義書の内容は、2023 年 10 月 10 日から適用されます。

2. 定義

次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 再生可能エネルギー

太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいいます。（以下「再エネ」といいます。）

(2) FIT 制度

固定価格買取制度のことをいいます。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間中は同じ価格で買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を、電気を利用する国民から賦課金という形で集め、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属されることと定義されています。

(3) 非化石証書

非化石電源（再エネ、原子力発電）からの電気が持つ「非化石価値」を証書化したものをいいます。

(4) グリーン電力証書

風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作ったグリーンな電気が持つ「CO2 フリー価値」を証書化したものをいいます。

(5) J-クレジット

省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による、CO2 などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のもと、創出されたクレジットのことをいいます。

(6) 年度

4 月から翌年 3 月までを指します。

(7) CO2 フリーメニュー

当社の電気需給約款に基づき、電気を供給し、当社が提供する電気を非化石証書、J-クレジット、グリーン電力証書等の環境価値（以下「CO2 フリー価値」といいます。）を用いて当該お客さまにCO2 排出量を調整したメニュー（「CO2 フリーメニュー」）のことをいい、当社のCO2 フリー価値サービスの総称を指します。本定義書とは別段に規定されたCO2 フリー価値サービスも含まれません。

3. CO2 フリーメニューの内容

(1) CO2 フリー対応メニュー

イ) 供給する電気が以下の条件を満たすサービスとします。

CO2 排出量がゼロ、あるいは実質ゼロにする

ロ) 本条件を実現させる手段は、以下のとおりとします。

非化石証書やJ-クレジット等のCO2 フリー価値を用いてCO2 排出量をゼロに調整した実質CO2 フリーのエネルギー

(2) RE100 対応メニュー

イ) 供給する電気が以下の両条件を満たすサービスとします。

・ 再エネ 100%、あるいは実質再エネ 100%にする

・ CO2 排出量がゼロ、あるいは実質ゼロにする

ロ) 本条件を実現させる手段は、以下のとおりとします。

非化石証書やJ-クレジット等の再エネ由来のCO2 フリー価値を用いてCO2 排出量をゼロに調整した実質再生可能エネルギー

4. 適用条件

(1) 適用対象電圧

高圧・特別高圧のお客さま

(2) 適用対象エリア

全国（沖縄・離島を除く）

5. 提供条件

原則として、本条件の実現に用いる非化石証書創出元である発電所の指定はできないものとします。

6. 料金

(1) 料金は、電気需給契約書に記載のCO2 フリーオプション料金単価（税込）に当該月の使用電力量（kWh）を乗じた金額（以下、「CO2 フリーオプション料金」といいます。）といたします。電気需給約款9（電気料金の算定および支払条件）1.（電気料金）に記載の構成にCO2 フリーオプション料金を加えます。

(2) 当社は、CO2 フリーオプション料金単価の変更が必要であると判断した場合、電気需給約款19.（料金単価の変更）に従い変更を行うものといたします。

7. メニューの成立および適用期間

(1) CO2 フリーメニューは、お客さまの当該メニューへの申込みに対して、当社が承諾したときに成立

します。

- (2) CO2 フリーメニューの適用期間は、当該メニューの成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴い CO2 フリーメニューの適用期間も延長するものといたします。
- (3) お客様は CO2 フリーメニューの適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は当該申し出に応じて、CO2 フリーメニューの適用を終了いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客様の協議のうえ決定いたします。

8. CO2 フリー価値の電源構成

当社は、本定義書に定める CO2 フリーメニューの電源種別ごとの非化石証書または J-クレジット等の CO2 フリー価値の構成比率を算定し、当社の Web サイト上に掲載する方法または当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

9. 本定義書の変更または廃止

- (1) 当社が、本定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（電気需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社 Web サイト上に掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。

10. CO2 フリーメニューの提供中止

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他 CO2 フリー価値をとりまく事業環境変化、制度変更等当社の責めに帰すべからざる事由の発生により CO2 フリーへの対応が困難になった場合には、その提供の全部または一部を中止する場合があります。

なお、この場合には、ご契約のお客様に本定義書 9（本定義書の変更または廃止）に定める方法により、事前にご案内させていただきます。また、当社は、これによりお客様が受けた損害について、賠償の責めを負いません。